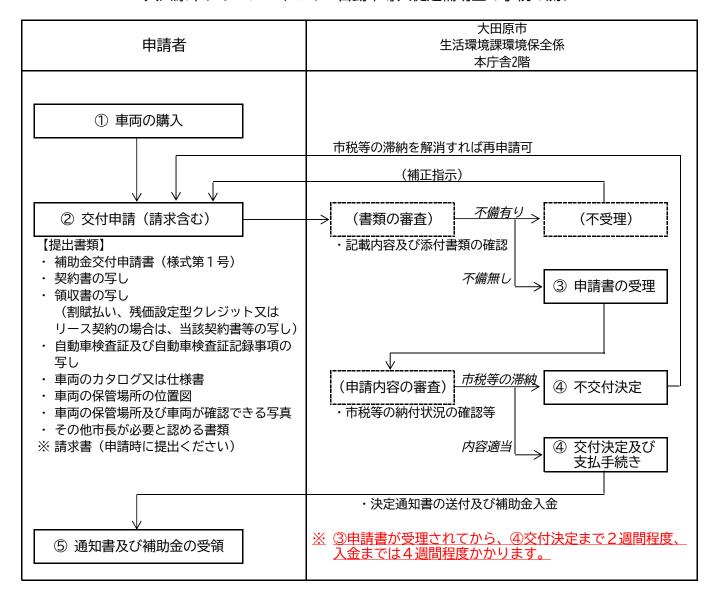
大田原市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の手続の流れ



申請にあたって注意いただきたい事項

- ・車両の新規登録した日が属する年度末までに申請書類を整えて、市生活環境課に提出してください。 車両の登録が年度末間際の場合は、事前に生活環境課までご連絡ください。
- ・申請者及び同一世帯員に市税等の滞納がないか、確認してから申請してください。
- ・割賦払いによる導入の場合、割賦払い終了後、申請者に所有権が移行されることが確認できれば対象です。
- ・残価設定型クレジット又はリース契約による導入の場合、財産処分制限期間(4年)以上使用することが 確認できれば対象です。
- ・申請書提出後、1か月以上経過しても市から通知等が届かない場合は、お手数をおかけしますが、 市生活環境課(TeL0287-23-8775)までお問い合わせください。